

**県営名古屋空港周辺(概ね4km~5km以内)で
建物設置、クレーン作業等を行う皆様へ**

航空機は、通常の場合、一定の角度をもって空港に進入して着陸を行い、同様に一定の角度をもって離陸上昇します。また、空港周辺を一定の高度で離着陸のため飛行しています。このため、航空機が安全に離着陸、飛行ができるよう空港周辺(概ね4km~5km以内)の一定の空間を障害物がない状態にしておく必要があります。

この空港周辺に確保されるべき空間の底面を制限表面といい、この制限表面を越える高さの建物等(建物本体だけでなく、避雷針、テレビアンテナ等の物件や工事中のクレーン、足場等の仮設物、植物の植栽等も該当します。)を設置することは、原則として、法律(航空法)で禁止されています。(図面参照)

制限表面の高さは場所により異なりますので、空港周辺で建物設置、クレーン作業等を予定されている方は、**お早めに下記窓口にお問い合わせください。**

もし、違反して建物等を設置すると、罰せられるだけでなく、**自費で除去を行うことが法律(航空法)で規定されています。**

航空法第49条(物件の制限等)

- 第1項…何人も、公共の用に供する飛行場について第40条(第43条第2項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。
- 第2項…飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

《お問い合わせ窓口》

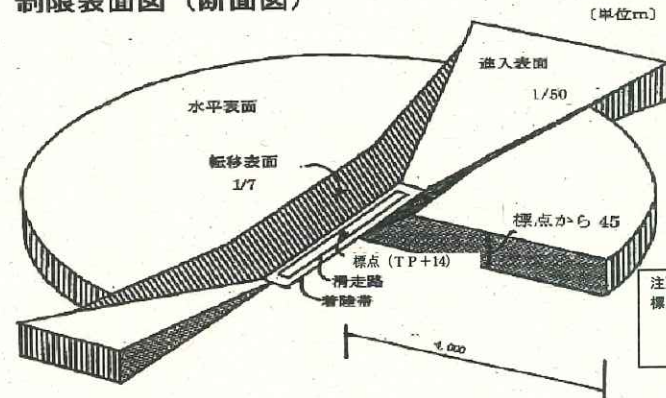
西春日井郡豊山町大字豊場 名古屋空港内
愛知県都市・交通局航空空港課 名古屋空港事務所
電話：0568-29-1603
FAX：0568-29-1801

県営名古屋空港の制限表面図



進入表面とは、航空機の離陸直後や最終進入の際の直線飛行の安全を確保するための表面です。
転移表面とは、航空機が着陸のために進入を誤った時の脱出ルートの安全を確保するための表面です。
水平表面とは、航空機が着陸の際に、衝突を避けるために一定の場周経路を回って進入します。その安全を確保するための表面です。

制限表面図(断面図)



注) 水平表面の制限高は、標点(TP+14m)+45m=TP+59mです。
TP: 東京湾平均海面